

公益財団法人 全国法人会総連合  
会長 小林 栄三 殿

国税庁徴収部  
徴収課長 上良 睦彦

### 特例猶予に関する納付等の周知についてのお願い

平素より税務行政につきまして、深い御理解と多大な御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先般ご案内いたしました特例猶予につきまして、既に特例猶予を受けられた方は猶予期限までに納付していただく必要がありますが、この期限までに納付が困難な方には、税務署において所定の審査を行った上で、他の猶予制度を適用できる場合があります。

貴総連合におかれましては、特例猶予を受けられた納税者の皆様に猶予期限内の納付と猶予期限内の納付が困難な場合には所轄の税務署（徴収部門）へ早めにご相談いただくことについて、会員の皆様に対し、別紙のリーフレットを活用して、会議・研修等の場や貴総連合及び各単位会のホームページ・広報誌への掲載などを通じ、広く周知していただくようお願いいたします。

また、各税務署から各単位会に対して、同趣旨のお願いをさせていただく場合がありますので、その旨併せて周知していただきますよう、宜しくお願い申し上げます。

（ご参考）新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/index.htm>